

平成 27 年 4 月 28 日
総務省北海道管区行政評価局

「特殊法人、独立行政法人等における自動体外式除細動器（AED）の設置状況等に関する実態調査」の実施

総務省北海道管区行政評価局では、地域住民の生活に密着した行政上の問題について、行政運営の改善を図るための調査（地域計画調査）を自ら企画、実施しています。

今回、行政運営の改善に向けた取組の一環として、公共性の高い事務、事業等を行う特殊法人、独立行政法人等におけるAEDの設置状況等について明らかにし、AEDの設置情報を広く公表することにより、円滑な利用を促進するため、別紙のとおり、「特殊法人、独立行政法人等における自動体外式除細動器（AED^{（注）}）の設置状況等に関する実態調査」を実施することになりましたので、お知らせします。

（注） Automated External Defibrillator の略。

【本件に関する照会先】

総務省北海道管区行政評価局

第一部第一評価監視官室 栗山（くりやま）、角（すみ）

電 話：011-709-2311（内線 3134）

ファクス：011-709-1843

Eメール：hkd11@soumu.go.jp

特殊法人、独立行政法人等における自動体外式除細動器(AED)の設置状況等に関する実態調査

調査の背景等

- 平成16年7月に非医療従事者によるAEDの使用が認められてから10年以上が経過し、この間、AEDの設置台数は飛躍的に増加
 - ・ 全国のAEDの販売累計台数は、**44万7,818台(注1)**
 - このうち、公共施設等に設置され一般市民が利用できるAEDは、**35万2,087台(78.6%)**
 - ・ 道内のAEDの設置台数は、**8,996台(8,106か所)(注2)**

(注1) 平成16年7月から24年12月までの販売累計台数。公益財団法人日本心臓財団のホームページによる。

(注2) 平成26年8月末現在。北海道のホームページによる。

- 心肺機能停止が目撃された症例のうち、**一般市民により除細動が実施された割合は3.6%にとどまっております(注3)**、一般市民による応急手当の一層の普及が望まれる状況
- 厚生労働省は、平成25年9月に、**AEDの設置場所や配置などの指針となるガイドライン(注4)を公表**するとともに、関係省庁等、地方公共団体及びAEDの製造販売業者に対して、**AEDの適切な管理等について周知、要請**

- 当局では、平成26年12月から27年3月にかけて、道内に所在する国の全行政機関を対象に、AEDの設置、管理の状況等について調査し、道内の国の行政機関等におけるAEDの設置場所等の情報を一覧にして公表するとともに、関係機関に対して、講習の実施や維持管理について、改善意見を通知
- 北海道内には、平成27年4月1日現在、特殊法人16法人、独立行政法人33法人、国立大学法人11法人及び日本司法支援センターが支店、事務所、施設等を設置しており、この中には、来訪者や利用者が多いところもあるため、これらの法人が設置、管理するAEDへのアクセス向上に向け、設置情報を網羅的に把握し公表することは、AEDの利用促進に有効

(注3) 「平成26年版救急・救助の現況」(総務省消防庁)による。

(注4) 「AEDの適正配置に関するガイドライン」(平成25年9月9日一般財団法人日本救急医療財団)

この調査は、AEDを使用した応急手当の一層の普及を推進する観点から、国の行政機関に対する調査に続き、北海道内の特殊法人、独立行政法人等におけるAEDの設置状況等の実態を調査することにより、AEDの設置情報等の一層の充実を図るために実施

調査項目

- 1 特殊法人、独立行政法人等の施設におけるAEDの設置等の状況
- 2 特殊法人、独立行政法人等の施設におけるAEDの日常点検及び講習の実施状況
- 3 その他

調査対象機関

北海道内に支店、事務所、施設等を有する特殊法人、独立行政法人、国立大学法人及び日本司法支援センター

調査実施期間

平成27年4月～7月(7月中に調査結果を公表予定)

(参考1) 自動体外式除細動器(AED)とは

- AEDとは、心臓が心室細動という不整脈を起こした時に、電気ショック(除細動)を与え、心臓の働きを正常な状態に戻すための装置
- AEDの使用は、医師、看護師、救命救急士等に限られていたが、平成16年7月から、厚生労働省の通知(注)により、一般市民など非医療従事者によるAEDの使用が可能

(注)「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」(平成16年7月1日付け医政発第701001号厚生労働省医政局長通知)(抜粋)

(非医療従事者によるAEDの使用について)

救命の現場に居合わせた一般市民がAEDを用いることには、一般的に反復継続性が認められず、医師法(昭和23年法律第201号)第17条違反にはならないものと考えられる。

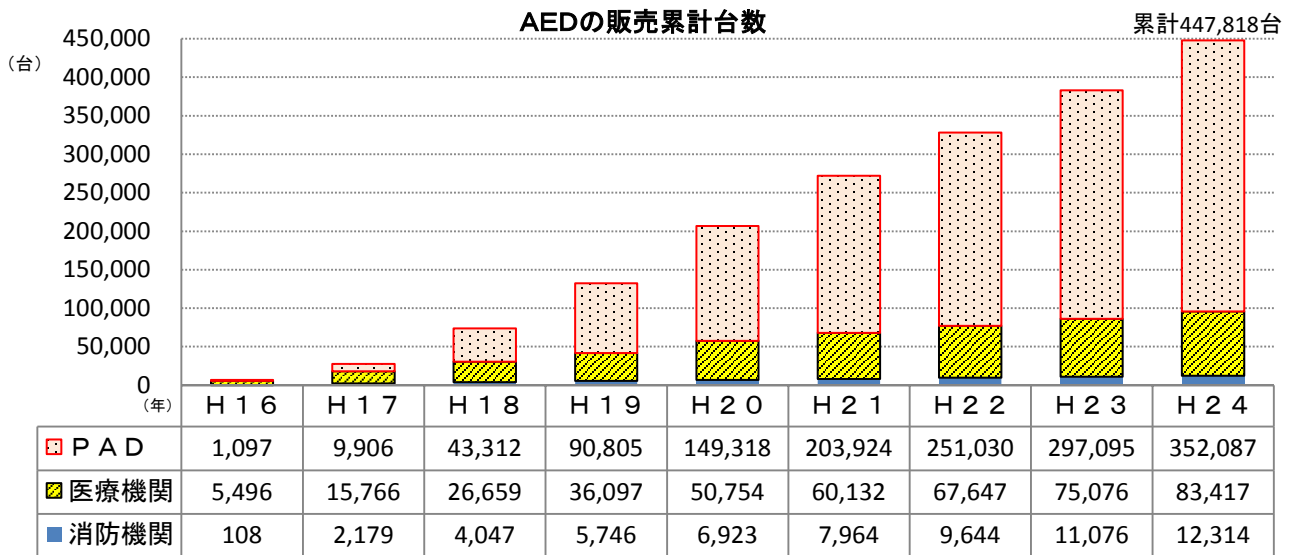
(業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者(非医療従事者)がAEDを用いても医師法違反とならないものとされるための条件)

- ① 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること
- ② 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること
- ③ 使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること
- ④ 使用されるAEDが医療用具として薬事法上の承認を得ていること

(参考2) AEDの普及状況

○ 全国のAEDの設置台数については、網羅的に把握されているデータはないが、厚生労働省科学研究費補助金を活用した研究結果(注)等によると、AEDの販売累計台数は、平成16年以降毎年増加しており(平成24年12月現在の累計447,818台)、公共施設などに設置され一般市民が使用できるAED(PAD:Public Access Defibrillation)の数は、35万2,087台(78.6%)

(注) 循環器疾患等の救命率向上に資する効果的な救急蘇生法の普及啓発に関する研究の分担研究報告「AEDの普及状況に係わる研究」(平成24年3月)



(注) 循環器疾患等の救命率向上に資する効果的な救急蘇生法の普及啓発に関する研究の分担研究報告書「AEDの普及状況に係わる研究」(平成24年3月)に基づき当局が作成。

なお、平成24年の数値は、公益財団法人日本心臓財団のホームページによる。

(参考3) 一般市民による除細動の実施割合

○ 心原性で、かつ、一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例のうち、一般市民による除細動の実施割合は3.6%(平成25年)

(単位:症例、%)

区分	年	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
心原性でかつ一般市民により心肺機能停止が目撃された症例数 (A)		18,897	19,707	20,769	21,112	22,463	23,296	23,797	25,469
うち、一般市民により除細動が実施された症例数 (B)		144	287	429	583	667	738	881	907
	(B/A)	0.8	1.5	2.1	2.8	3.0	3.2	3.7	3.6

(注) 「平成26年版救急救助の現況」(総務省消防庁)に基づき当局が作成。

(参考4) 特殊法人とは

特殊法人とは、政府が必要な事業を行おうとする場合、その業務の性質が企業的経営になじむものであり、これを通常の行政機関に担当させても、各種の制度上の制約から能率的な経営を期待できないとき等に、特別の法律によって独立の法人を設け、国家的責任を担保するに足る特別の監督を行うとともに、その他の面では、できる限り経営の自主性と弾力性を認めて能率的経営を行わせようとする法人をさします。

北海道内には、以下の特殊法人が支店、営業所等を有しています。

- ・ **総務省所管**
東日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本郵政株式会社、
日本郵便株式会社
- ・ **財務省所管**
日本たばこ産業株式会社、株式会社日本政策金融公庫、
株式会社日本政策投資銀行
- ・ **文部科学省所管**
日本私立学校振興・共済事業団、放送大学学園
- ・ **厚生労働省所管**
日本年金機構
- ・ **農林水産省所管**
日本中央競馬会
- ・ **経済産業省所管**
株式会社商工組合中央金庫
- ・ **国土交通省所管**
北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、
東日本高速道路株式会社
- ・ **環境省所管**
中間貯蔵・環境安全事業株式会社

(参考5) 独立行政法人等とは

独立行政法人とは、業務の質の向上や活性化、効率性の向上、自律的な運営、透明性の向上を図るため、各府省の行政活動から政策の実施部門のうち一定の事務・事業を分離し、独立の法人格を与えられた法人です。

また、国立大学法人は、独立行政法人の枠組みを利用しながら、大学の自主性・自立性に配慮して設立された法人です。

このほか、日本司法支援センターは、総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、独立行政法人の枠組みに従い、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的として設立された法人です。

北海道内には、以下の独立行政法人等が施設等を有しています。

- ・ **内閣府所管**
北方領土問題対策協会
- ・ **外務省所管**
国際協力機構
- ・ **文部科学省所管**
国立青少年教育振興機構、宇宙航空研究開発機構、日本学生支援機構、国立高等専門学校機構、日本原子力研究開発機構
- ・ **厚生労働省所管**
医薬基盤・健康・栄養研究所、勤労者退職金共済機構、高齡・障害・求職者雇用支援機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構、地域医療機能推進機構
- ・ **農林水産省所管**
農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、農業・食品産業技術総合研究機構、森林総合研究所、水産総合研究センター、農畜産業振興機構

- ・ **経済産業省所管**
産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、日本貿易振興機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構
- ・ **国土交通省所管**
土木研究所、海技教育機構、航空大学校、自動車検査独立行政法人、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、自動車事故対策機構、都市再生機構、住宅金融支援機構
- ・ **国立大学法人**
北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、九州大学
- ・ **日本司法支援センター**（札幌、函館、旭川及び釧路地方事務所）